

# 国際人権活動

2011年7月28日(木) 第110号

国連経社理特別協議資格NGO  
国際人権活動日本委員会  
〒170-0005東京都豊島区南大塚  
2-33-10 東京労働会館 1F  
tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431  
e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

## 社会権規約第3回日本審査

### 事前審査は2012年5月(本審査は未定)

### カウンターレポートに取り組もう

#### 政府報告は2009年に提出

ほぼ10年ぶりに提出した政府報告は、100ページ以上にものぼる膨大なものですが、内容は第2回審査で出された「懸念・勧告」を誠実に受け止め、規約が求める改善・努力をするという姿勢のものではありません。マニフェストに掲げた人権重視の政権が誕生した後での政府報告として多少の期待もあったのですが、従来どおりの報告で失望でした。その点について外務省は、(必要なら)後日追加報告をしようと言っていました。未だに追加報告はされていません。

#### これまでの取り組み

昨年3月からカウンターレポートの実行委員会を立ち上げ、昨年11月までに6回の会議を開催しました。ここには、会員だけでなく、非正規や派遣、解雇、差別などでたたかっている人たちなどが幅広く結集しました。審査日程がかなり先になりそうとの見通しになった時点で、「この際じっくり社会権の勉強をしよう」ということで、今年になって2回の学習会を開催しました。この間、東日本大震災、福島第1原子力発電所の事故など未曾有の大災害に直面し、国際人権活動日本委員会としての

「声明」を発表し、そのなかで第2回審査で出された阪神・淡路大震災、原発問題に関連した「勧告」が全く活かされていないことを指摘しました。この「声明」は社会権規約委員会に送りました。

#### 事前審査は2012年5月に

2011年6月に社会権規約のウェブサイト、日本審査の事前審査(ここで本審査に向けたリストオブイシューが決まる)が2012年5月に行われることが公表され、その後、NGOのカウンターレポートの締め切りが2012年4月1日と公表されました。カウンターレポートは、社会権規約委員会にメールで送信するとともに、この日までにコピーを15部送ることとされています。

#### カウンターレポートの取り組みを

カウンターレポートは他の団体・NGOとも協力して作成することになると思いますが、日本委員会として取り上げたい問題・テーマについて本格的な取り組みを開始する必要があります。

事務局では、この日程にあわせて、編集委員会、カウンターレポート作成のタイムテーブルを検討中です。各条文と前回の勧告などにそったレポートを各団体・個人から個別レポートを出していただき(10月末)、編集委員会で検討・調整してカウンターレポートにまとめ日本文レポートを完成(11月末)。その後、12月から来年2月末までの約3ヶ月間に英文に翻訳し、翻訳完成後最終チェックをして社会権規約委員会にメールで送信するとともに、コピー15部を委員会に郵送します。

以上がおおよその流れです。詳細は8月19日の幹事会で決定し、ご連絡しますが、レポートを提出希望の団体・個人の方は、準備をしてください。

#### 学習会は継続

なお、現在2回目です。すすんでいる「社会権規約学習会」はレポート作成と平行して継続する予定です。次回のテーマは「労働②」を予定。

#### 当面の日程

##### ■第5回幹事会

- ・8月19日(金) 18時30分～
- ・東京労働会館6階応接室

##### ■第5回代表者会議

- ・9月15日(木) 18時30分～
- ・東京労働会館地下会議室

## 冤罪布川事件 無罪判決

# やっと真実が認められた!!

塩田 哲子（布川事件桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る会）

5月24日、水戸地裁土浦支部で神田大輔裁判長は、再審・冤罪布川事件の桜井昌司さん、杉山卓男さんに対する無期懲役の求刑に対し、「両名が犯人であると証明するに足る証拠は存在しない」として無罪を言い渡しました。その後、検察側が控訴を断念したため、事件から44年目、二人は晴れて無罪を勝ち取り完全に人権を回復しました。

桜井さん・杉山さんを守る会は、2001年から国連の人権委員会に、二人の無罪を訴え、国際人権活動日本委員会が提出する「民の声」にレポートを出し続けてきました。最初は国連に対する取り組みも賛否いろいろでした。

2007年に拷問禁止条約の日本政府報告審査が行われ、杉山卓男さんと桜井昌司さんの妻・恵子さんが出席した時から状況は大きく変わりました。

この時、杉山さんも桜井恵子さんも拷問禁止委員の前で日本の代用監獄での取り調べの在り方について報告し、長時間にわたる取り調べは精神的な拷問にあたるということと、可視化の保証がされない密室での取り調べで、自白を強要されるという実態を詳しく述べました。また同時に、日弁連が国連の人権委員・拷問禁止委員・NGOの方

たちに呼びかけて上映した映画、周防正行監督の『それでも僕はやってない』は、日本の取り調べの実態をリアルに描いたもので、ご覧になった委員たちが「これは本当なのか!」「クレイジーだ」と、多くの方が、日本の警察がつくる冤罪に対し驚きの声を上げていました。

翌2008年に桜井昌司さんも、国連自由権規約委員会の日本政府報告審査に出席し、日本の警察・検察の人権を無視した取り調べと、予断を持っての司法の判決の実態を訴えました。この時も日弁連は、独自にプロデュースしたドキュメンタリー映画『つくられる



44年ぶりに無罪が確定して喜ぶ桜井さん(左)と杉山さん(右)

自由「志布志の悲劇』を上映し、日本の取り調べの実態を告発しました。そして、自由権規約委員から日本政府に対し素晴らしい勧告が出されました。

桜井さん・杉山さんを守る会は、署名、ピラマキ、全国オルグの活動、検察・裁判所に対する要請行動などに精力的に取り組んできました、桜井さん杉山さんの頑張りとおみんなの力を結集し、長い長い闘いでやっと無罪を勝ち取りました。

国際人権活動日本委員会のみなさん、ご協力ありがとうございました。

国際人権活動日本委員会のみなさん、ご協力ありがとうございました。

### CDブック 獄中詩集 壁のうた 無実の29年・魂の記録

詩 桜井昌司（冤罪・布川事件）

5月24日、水戸地裁土浦支部で再審・無罪を勝ち取った「布川事件」の桜井昌司さんと杉山卓男さん。2人は29年間獄中から無罪を訴え続け、桜井さんは300篇近い詩を詠んだ。その一部を抜粋した詩集で

ある。2001年に出版した同名の詩集の改訂版で、新たに詩集のなかの9篇に桜井さんが曲をつけ、バリトン歌手の佐藤光政さんが歌うCDが付いている。布川事件・桜井昌司さん、杉山卓男さんを守る会の「布川事件とは？」と山本裕夫弁護士の「冤罪・布川事件の真実」などが加えられた無罪確定記念出版。「この詩集は読者の人生に新たな座標軸を作るであろう」（作家・森村誠一氏の序文より）

BOOK



高文研 2000円+税  
※ご注文は事務局へ

## 兵庫レッド・ページ裁判

# 神戸地裁で不当判決、大阪高裁に控訴

1950年の「レッド・ページ」で解雇された神戸の大橋豊さん、安原清次郎さん、川崎義啓さんの3人が「生きているうちに名誉回復を」と、2009年3月に提訴した裁判で、神戸地方裁判所矢尾和子裁判長は、5月26日、3人の訴えを全面的に退ける不当判決を言い渡しました。

判決後の集会には100名以上が参加し、橋本敦弁護士が報告をしました。判決については、神戸新聞、朝日新聞、赤旗、東京新聞、NHKニュース、サンテレビ、ラジオ関西などが報道し、共同通信は「残された時間はわずか『赤狩り』国の責任否定」などの記事を全国に配信しました。

### 弁護士声明(要約)

判決は明神勲証人が実証した「新事実」、昭和35年4月18日最高裁で判示された『顕著な事実』が全く存在しないこと、レッド・ページが昭和24年7月22日の閣議で決定されたことを顧みようとせず、司法の人権救済機能を放棄したに等しいものだ。

### 日弁連会長談話

政府は、当連合会の勧告の趣旨を踏まえ、レッド・ページ被害者の被害回復のための適切な措置を講ずることを、改めて求める。

### 神戸新聞コラム「正平調」－「たたき起こすしかない」

先日、GHQの指示が争点の一つとなった裁判の判決が神戸地裁で言い渡された。共産党員、あるいは共産党の支持者という理由で職場を迫われたレッドページをめぐる、原告3人が国家賠償を求めた。アメリカでは被害者の名誉回復の動きが広がるが、なぜか日本では占領下でもないのに、裁判所も国

会も沈黙している。地裁の判決も「レッドページはGHQの指示で超憲法的」とこれまでの判断を繰り返し、被害救済に触れなかった。判決後、90歳を越す原告は「憲法は休眠中だ。生き抜いて闘う」と声をあげた。「アカ」という烙印を押され、仕事に就けず結婚できず、同窓会にも顔を出せない。そんな状況を60年以上経た今も救えないならまさに憲法は休眠状態である。判決は原告の補償について「政治的判断を待つて解決されるべき事柄」と書く。裁判所も国会も眠ったままならたたき起こすしかない。

### 全国連絡センター「声明」(抜粋)

判決如何にかかわらず、日弁連勧告が求めた措置を1日も早く具体化し、4万人を超えるすべてのレ・パ被害者の名誉回復と国家賠償を強く求め、その実現を目指し、今後も全力を尽くす決意。

原告の3人は、「裁判所に助けてほしいのじゃない。思想・信条の自由という基本的な権利を守ってもらいたいだけだ」(安原さん)、「生きている間に勝たなかった。生きているうちにここまでの社会問題にできた。大きな一歩」(大橋さん)。「長生きしなくちゃならない闘いが始まる」(川崎さん)と感想を述べました(東京新聞より)。

「裁判は戦後史の暗部に一筋の光を当てる機会になり、闘いの輪は広がっている。長生きをして、どこまでも争う」と、6月9日、大阪高裁に控訴しました。大阪高裁での裁判は9月からです。

裁判に伴う収入印紙代、証人経費、弁護士料などのためのカンパをお願いします。

振込みは 郵便局口座で 00920-9-152722  
口座名「兵庫県レッドページ国家賠償要求同盟」

## アメリカのスパイ・CIAの犯罪 鹿地事件から特殊収容所まで

著者 山田 善二郎

前国民救援会会長の山田善二郎さんが1950年代に働いていた進駐軍で実際に体験した本当の話。占領下の日本で米軍の諜報機関に拉致・監禁された作家の鹿地亘さんとの「本郷ハウス」(旧岩崎邸)での出会い、そして救出行動へ。

国会で大問題となった「鹿地事件」の生き証人だった山田さん。救出までの手に汗にぎる展開はミステリー小説とは比較にならない迫力。アメリカのスパイ機関の犯罪とそれを黙認・協力してきた日本の警察、今も保守勢力と深く結びつき日本を支配し続けている。また今も、世界中で諜報・謀略活動を繰り返すCIAの犯罪を鋭く告発する書籍です。



学習の友社刊 1400円  
ご注文は事務局へ

## 不当解雇から半年、ILOへ要請行動

日本航空不当解雇争議原告 石賀 田鶴子

昨年12月31日に不当解雇されてから約半年、嵐のような毎日です。「不当解雇者を励ます会」「女性のアピール」「支援共闘会議」「ITF - 国際運輸労連」「IFALPA - 世界民間航空操縦協会連合会」「IAM - 国際機械工・航空宇宙産業労働組合」「各国の客室乗務員組合」などからの支援、個人署名も13万筆を超えました。私たちの闘いを支援する為に生まれた「あの空へ帰ろう」も各地の集会で歌われています。本社前行動、ピラまき、院内集会、政党要請、国会傍聴、国会での意見陳述、都労委申し立て、記者会見も行いました。物品販売も開始、支援バッジもできました。

国際活動としては、国際人権活動日本委員会の援助で、2月に「国連人権理事会」へ報告書(文書発言)を提出。3月にはILO「結社の自由委員会」へ、第87号、98号条約違反の申し立てをし、5月26、27日の「結社の自由

委員会」開催前の23、24日、ジュネーブのILO本部を訪問しました。私たちの現状を直接訴え、すでに提出している申し立ての進展状況を確認するためです。事前にITF、IFALPAからILOへ支援メッセージが送られていたこともあり「ILOは日航の問題を重要案件として理解している」ということが確認できました。

原告3人が「国際労働基準担当責任者」に直接訴え、複数の高官との面談も実現、アドバイスもいただきました。ここまでできたのは同行してくださった牛久保弁護士、郵産労などみなさまのご尽力のおかげです。

ILO訪問の後、ロンドンのITF、IFALPAを訪問、ILOでの報告及び謝辞を表明して来ました。国内の裁判は両原告団とも3回目の口頭弁論を終え、6月には進行協議に入るという異例の早さで進行中です。今後は、国際活動が国内の運動にも影響を与えていくように、更なる努力が求められ



会談を終えて、ILO事務局次長のガイライダーさんと握手。

ているところです。

私たちの解雇問題はすでに私たちだけのものではなく、日本及び世界の労働者の問題になっているという認識を強くしております。解雇された事は許せませんが、これもまた人生の一つのステージ。職場の人達と連携を取りながら、一步一步あゆみ続けて行く先に新しい道が開けるはず。日本中、世界中のたくさんの方々を支えられながら「日航破綻の真の原因の究明」「解雇撤回・原職復帰(整理解雇4要件に照らしてこの解雇は無効である)」「公共交通機関として真に安全と安心な日航の再建」「歪められた航空行政の是正」を求め闘って参ります。

CCU (キャビン クルー ユニオン)  
= (日本航空) 客室乗務員組合



会談を終えて。右から3人目が国際労働基準局副局長のカーチスさん。

### 映画

幻のドキュメンタリー映画、発見!!

「あしたが消える—どうして原発?—」

22年前(チェルノブイリ事故の3年後)、福島第1原発の危険性に注目し、その実態を告発しようと製作された55分のドキュメンタリー映画。チェルノブイリ原発事故の映像と福島原発事故の映像が重

なり、映画が予言していたことがすべて福島でおこった! どうして日本はあの時に”原発問題”を解決しておかなかったのか! この夏、ぜひ見てほしい映画です。

・渋谷「ユーロスペース」(渋谷文

化村前交差点左折、電話03-3461-0211)で8月6日よりモーニングショー(毎朝10時30分より、1日1回上映)

・特別鑑賞券発売中 1000円  
・お問い合わせ・特別鑑賞券申し込みシネマ・ディスト(電話03-3505-1874、ファックス03-3505-1876) ※事務局にもあります。

# 大阪府「君が代起立条例」は国際的非常識

「日の丸・君が代」裁判原告 花輪 紅一郎

6月3日大阪府議会で、教職員に君が代斉唱時の起立を義務付ける条例が、橋下徹府知事が代表を務める「大阪維新の会」によって、わずか2日の審議で可決された。知事はさらに9月には、不起立者を懲戒免職する「処分条例案」を提出する予定だという。

橋下知事は公開メールに、起立は「社会常識」と書いたそうだが、公権力が学校で教員に起立を強制することこそ、憲法違反どころか国際的には「非常識」である。

## ●「思想・良心・宗教の自由」の侵害

「日の丸・君が代」の取り扱い、歴史的経過から多種多様な解釈や思いが存する個人々の歴史観や世界観に深く関わる問題である。それを数の力によって特定党派の主張を一方向的に押しつけるのは、個人の思想・良心を踏みにじるものであるばかりか、教育の中立を脅かす政治的介入である。

『国際自由権規約』18条3項は、個人の思想・良心・宗教の自由を公権力が制限するケースを厳しく限定しており、条例がこれに抵触するのは明らかである。同時に国内的には『憲法』19条、『教育基本法』16条、『義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法』3条等に違反する疑いが濃い。

## ●「教育への権利」の侵害

また「教育への権利」とは、『世界人権宣言』26条、『国際社会権規約』13条、『子どもの権利条約』29条に謳われるように、「人格の完成」「人権及び基本的自由の尊重」「異なる文化や価値観への相互理解」などを共通の目的としてすべての人に保障される崇高な権利である。その権利保障の担い手である教職員への問答無用の画一的強制は、崇高な教育目標に背き子どもの公正な学習権を奪う国際常識に反する行為と言わなければならない。

## ●国際的に突出した条例

諸外国で、法律によって国旗国歌を強制していることで知られるのは共産主義国家の中国と分裂国家の韓国くらいである。欧米諸国には卒業式自体がないし、教職員に法律で強制している例はないから裁判例もない。伝えられる府条例は、国際的には極めて突出しているものなのである。

単に「ルールの問題」であって、教員は行政が決めたことに従うしかないなら、例えば文科省の子どもの被曝限度20mSルールは絶対で、大阪府ではそれに3回逆らったらクビになるのか。教員

は自由のないただの国家権力のエージェントに過ぎないのか。

## ●前近代的人権無視

「ILO・ユネスコ教員の地位に関する勧告」では、教員の職業上の自由を「教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである」（パラグラフ61）、また教員の権利を「教員は市民が一般に享受する一切の市民的権利を自由に行使すべきであり、かつ、公職につく権利をもたなければならない」（パラグラフ80）と規定している。

良心的不起立教員を、そのことのみを理由として公務員職から排除することは、憲法29条の「職業選択の自由」を踏みにじる、17世紀英国の「審査律」や30世紀ナチスドイツの「ニュルンベルグ法」に比すべき、前近代的人権無視の暴挙と言わなければならない。

## ●国際社会で名誉ある地位を占めるために

わが国が「国際人権規約」を批准して32年になる。国際社会の一員として、とりわけ人権理事国に選任された責任ある地位にあるわが国が、率先して国際水準の人権レベルの達成を目指すのは当然である。国際社会で尊敬され名誉ある地位を占めるために、橋下知事及び大阪維新の会は、今一度人類普遍の原理である人権の基本に立ち返り、前近代的全体主義的教育政策である条例をただちに撤廃すべきである。

### 連・人権関係スケジュール

- ・第7回人権諮問委員会  
8月8日(月)～8月12日(金)
- ・第40回人種差別撤廃委員会  
8月8日(月)～9月2日(金)
- ・第18回人権理事会  
9月12日(月)～9月30日(金)

## 「歴史の記憶に関する法律」と平和の旅



2年ぶりに再会したメネンデスさん(右から2人)、エスクデロさん(右)と「歴史の記憶法」について語る。

6月26日から7月3日まで、国際人権活動日本委員会と治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟共催で「『歴史の記憶に関する法律』を学ぶ平和・人権の旅」が企画され、23名が参加しました。

6月28日、2年前に訪問したときにお骨折りいただいたマリーニョ・メネンデスさん(カルロス三世大学教授、国連拷問禁止委員)とメネンデスさんの同僚で「記憶法」の専門家であるラファエル・エスクデロさん(カルロス三世大学教授 前日も出席)からお話を聞き、交流会を行いました。

最初に吉田好一団長から2年前の訪問のお礼を述べ、「フランコの内戦・独裁時代の犠牲者の名誉回復のための『記憶法』は日本でも関心が高い。日本の歴代政府は侵略と植民地支配、国内外の弾圧を反省していない。このような法律をぜひ日本でもつくりたい。その後の闘いについてお聞きしたい。また、3月11日の東日本大震災と福島第1原発事故にふれ、広島・長崎で被爆国となった日本が、いま放射能汚染の加害国になっている。原発をなくし、スペインで進んでいる自然エネルギーによる発電についても学びたい」と発言し、さらに「2007年の拷問禁止委員会の日本審査の折、杉山卓男さんと桜井昌司さんの妻恵子さんが私たちとともにジュネーブに出かけ、メネンデスさんはじめ拷問禁止委員の方々に「冤罪」を訴えましたが、その『えん罪 布川事件』が44年ぶりに無罪が確定したことを報告しました。

### 歴史の記憶法」その後について語る

メネンデスさんは「ふたたびお会いできて非常にうれしい。また、国連に訴えにきた布川事件が

無罪を勝ち取った報告は大変うれしい。3月の大震災についてお見舞い申し上げる。スペインには8カ所に原発があり、サパテロ社会党政権は閉める計画はないが、新しく作る計画もない。ここ数年、太陽パネル、風力発電などが急激に伸びている。

『記憶法』に関しては、フランコによる犠牲者の子孫に遺骨を返す取り組みをしているが、先祖の名誉を回復するのは非常に難しい」と述べました。

エスクデロさんは「1936年以来フランコにより14万4千人が合同墓地に葬られている。『記憶法』は政党ではなく市民団体が問題にし、社会党が支持してできた法律だ。国民党(右派)は『昔の傷を広げる』と反対している。来年3月の総選挙でサパテロ政権が負ければ『記憶法』がなくなるかもしれない。フランコ主義の思想は根強く残っている。特に警察や軍隊の中に。フランコの墓も残っている。教科書に共和国政府のことが書かれていない」など、『記憶法』に基づくたかいの前進が、逆流に抗して厳しいものになっていることを話してくれました。

### 2コースにわかれて行動

Aコースはスペイン最古の大学の街サラマンカの「歴史の記憶法資料館」を見学。ブルゴスを経て、7月1日にはパブロ・ピカソの壁画で有名なゲルニカへ。1937年4月26日、フランコはヒトラーなどの力を借りて広島・長崎へつながるゲルニカへの無差別爆撃を行いました。ゲルニカでは平和のメッセージをユニークに展示している平和博物館を見学し、資料館の一室で、空爆の被害者である88歳のルイス・イリオンドさんの体験を聞きました。



ゲルニカ「平和博物館」前でイリオンドさん(前列中央)と。

Bコースは、マドリッドから1000キロ離れたカナリア諸島のなかのグランカナリア島を訪れました。テルデ市では市職員の案内で「ヒロシマ・ナガサキ広場」を訪れ、日本国憲法9条がスペイン語で書かれている碑を見学しました。

### カナリヤ諸島のNGOと交流

ラスパルマス大学教授のカルメロ・ペレスさん(前回も出席)のお世話で平和・人権のNGO7団体のメンバーとの意見交流会を持ちました。

ペレスさんは「カナリア諸島にも市民戦争時の3000人の遺体が埋められている。『記憶法』の条文は不十分で、日本の憲法のような明確な規定がほしい。スペイン政府の対応も不十分である」と語

り、平和への権利国連宣言をつくるためにスペイン国際人権法協会が、日本の学者・法律家と協力していることを話されました。

参加したNGOは「平和と人権カナリア諸島文化区域の会」「パレスチナ人社会のための女性の会」「難民援助のためのスペイン委員会」「歴史の記憶の会」「『私は女性』の会」などで、それぞれの活動の紹介がありました。海辺のレストランで交流しながらの夕食も楽しいものでした。

以上の交流会などのほかに、ピカソの『ゲルニカ』を展示しているソフィア王立美術センターやプラド美術館などの見学、マドリッド市内観光、トレド、アランフェスへの日帰り観光、フラメンコや、ビスケー湾に面したリゾート地 サン・セバスチャン、ブルゴスなども訪れました。

※報告集は9月ころ出す予定です。



カナリヤ諸島で活動するNGOのメンバーと交流。

国連人権理事会は6月16日、企業は業務遂行に当たって人権を侵害してはならず、もし侵害行為が行われた場合には補償を行わなければならない事を明記した新たな「企業活動と人権に関する基本指針」を承認しました。

私たちは、2004年に当時の人権委員会で発言、以後毎年、人権理事会になってからも国際人権活動日本委員会を通して多国籍企業の人権侵害をレポートや要請書にして提出し続けてきました。

新指針は、①政府に企業活動のルールの明確化を求めた「国家の保護責任」②企業の人権尊重の認識と実行を求めた「企業の順守責任」③企業活動で被害が生じた場合に補償を促進する「補償手段」の3点からなります。企業活動に関連する人権への有害な影響を防止、是正するための初めての世界的な基準です。

もちろん、国連で決めたものを平気で無視す

る日本企業が多いわけですが、金融関係でグローバルコンパクトに参加している企業は、みずほ、UFJ、東京海上日動などです(グローバルコンパクトとは企業等が世界に対し人権・労働・環境・腐敗防止に関する10原則を遵守し実践する事を約束したもので、世界の多くの企業等が賛同している)。

AIG 争議解決から半年が過ぎ、当時のグループ企業を含む多くの企業からのパワーハラスメントの相談が絶

えない現状です。そこには身分が保障されているはずの労働者でも、企業が気に食わない労働者は力づくでも追い出そうとする姿が見えます。

この国連人権理事会(日本も理事国)が承認した基本指針を基に、企業の勝手を許さず安心して働ける人権侵害のない社会を実現したいものです。

※「基本指針」は現在事務局で翻訳中です。

## 職場の人権侵害ダメ 国連人権理事会が基本指針

全国金融産業労働組合・大谷邦孝

## 前号（109号）からの活動日誌

- |                                  |                                 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 4月4日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会幹事会          | 6月1日 布川事件判決報告決起集会               |
| 4月12日 鈴木信幸さん裁判                   | 6月4日 外国人労働者受け入れ制度のあり方           |
| 4月18日 JAL乗員組合裁判                  | 6月10日 スペインツアー打ち合わせ              |
| 4月20日 日本航空争議支援社前集会               | 6月14日 第4回幹事会                    |
| 4月25日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会幹事会         | 6月15日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会幹事会        |
| 4月26日 第3回幹事会                     | 6月18日 布川事件守る会総会                 |
| 4月27日 日本航空CCU裁判                  | 6月20日 「日の丸・君が代」強制再雇用拒否撤回裁判      |
| 5月13日 学習会「国際人権の観点からみた日の丸・君が代強制」  | 6月21日 社会権学習会「労働」                |
| 5月17日 第3回代表者会議                   | 6月23日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会幹事会        |
| 5月19日 「平和への権利を世界に」出版記念集会         | 6月24日 「日の丸・君が代」第3次訴訟裁判          |
| 5月23日 院内集会「人種差別撤廃委員会勧告に対応した国内制度」 | 6月25日～7月3日 スペイン「歴史の記憶法」と人権・平和の旅 |
| 5月24日 布川事件再審裁判判決                 | 7月10日 東京革新懇主催「人間講座」             |
| 5月25日 鈴木信幸さん不当解雇裁判               | 7月11日 鈴木信幸さん解雇裁判                |
| 5月26日 兵庫レッド・ページ裁判 神戸地裁判決         | 7月13日 第4回代表者会議                  |
| 5月27日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会幹事会         | 7月14日 国際法律家協会主催学習会              |
|                                  | 7月26日 鈴木信幸さん解雇を撤回させる会幹事会        |
|                                  | 7月30日 ヒューマンライツ・ナウ シンポジウム        |

## 掲 示 板

### <裁判・都労委 傍聴>

- 川口学園事件 都労委審問
  - ・8月1日（月）16時～
  - ・東京都労働委員会（都庁）
- 八千代銀行裁判
  - ・8月4日（水）10時～
  - ・東京地裁620号
- 明治乳業争議 都労委審問
  - ・8月4日（木）15時～
  - ・東京都労働委員会（都庁）
- 新国立劇場解雇争議裁判
  - ・8月23日（火）16時30分～
  - ・東京高裁424号
- キャノン争議 都労委審問
  - ・8月125日（木）10時～
  - ・東京都労働委員会（都庁）
- 再雇用拒否田畑先生裁判
  - ・8月29日（月）13時45分～
  - ・東京地裁530号
- 鶴川高校立ち番裁判
  - ・8月29日（月）15時～
  - ・東京地裁立川支部5階
- 東京小中「君が代」裁判
  - ・8月30日（火）
  - ・東京高裁第21民事部
- 「君が代」処分取消請求訴訟裁判
  - ・8月31日（水）
  - ・東京高裁第12民事部
- 鶴川高校第3次賃金事件裁判
  - ・9月1日（木）16時30分～
  - ・東京地裁立川支部5階
- 明治乳業争議 都労委審問
  - ・9月5日（月）15時分～

- ・東京都労働委員会（都庁）
- 日赤スタッフ派遣争議裁判
  - ・9月6日（火）11時30分～
  - ・東京地裁611号
- 川口学園事件裁判
  - ・9月6日（火）13時45分～
  - ・東京地裁631号
- 「君が代」再雇用拒否撤回第2次訴訟裁判
  - ・9月12日（月）
  - ・東京地裁民事36部
- 「君が代」07・08年停職処分取消訴訟裁判
  - ・9月26日（月）
  - ・東京地裁民事19部
- キャノン 都労委審問
  - ・9月28日（水）10時～
  - ・東京都労働委員会（都庁）
- 加茂暁星高校非常勤講師解雇裁判
  - ・9月28日（水）14時～
  - ・東京高裁822号

### <集会・シンポ・イベント>

- 東日本大震災被災者支援コンサートin千葉  
「輝け・いのち・平和」
- ・8月13日（土）14時開演
- ・市川市文化会館小ホール
- ・出演/八重樫節子(ソプラノ) など
- ・入場料3,000円、2,000円（18歳最以下、ハンディキャップ割引）
- JAL解雇撤回大宣伝
  - ・8月12日（金）17時30分～ 新宿駅南口
- 東京争議団サマーキャンプ
  - ・9月4日～5日
  - ・千葉安房房総方面